

総務委員会報告

総務委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します

第78号議案	令和2年度長崎市一般会計補正予算（第6号） 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 歳出 第7款 商工費 第1項中 第5目	原案可決
--------	---	------

第78号議案「令和2年度長崎市一般会計補正予算第6号」については、まず歳出で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業された方の雇用対策を目的に、会計年度任用職員として任用するための緊急雇用創出事業費が計上されました。

委員会では、

- ・任用要件に、「家計収入の減少など経済状況が悪化した大学生等」が含まれているが、今回の任用対象に学業を本分としている学生を含めることの妥当性、
- ・学生の収入状況を把握することは困難であると考えられることから、任用の審査に当たっての考え方、
- ・今回、任用予定数が15人程度であることから、今後、緊急雇用対策としての効果をより高めるため、業務内容を事務補助以外に拡大し、任用数をふやす考えなどについて内容を検討しました。

次に、歳入について内容を検討した後、総括的な問題として、

- ・今後国が予定している第2次補正予算成立の時期や本市へ配分される地方創生臨時交付金の見通しなどについて検討を加えました。

その結果、

・緊急雇用対策については、今後、失業者がふえていくことが十分想定されることから、長崎労働局とも連携を密にし、情報を把握するとともに、事務補助以外の業務についても、全庁的に意見を集約し、今後の対策を再検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

第 86 号 議 案	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
------------	-------------------------------	---------

第 86 号議案「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、国家公務員の特殊勤務手当の特例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処した職員に特例の特殊勤務手当を支給するものです。

委員会では、

・手当の支給にかかる財源と遡及適用の有無、
・今回の条例の時限措置と、対象を新型コロナウイルス感染症と限定したことで、今後、新たな感染症が発生した場合に迅速な対応ができないと考えられることへの見解についてただしました。

その結果、

・新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所のあり方の見直しにかかる検討を進めてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決しました。

第 87 号 議 案	長崎市税条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
------------	-------------------	---------

第 87 号議案「長崎市税条例等の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置や未婚のひとり親に対

する税制上の措置及び寡婦控除の見直しなどが講じられたこと等に伴い、本市においても同様の措置を講じたいのと、浸水防止用設備にかかる固定資産税の課税標準の特例を廃止したいのと、その他所要の整備をしようとするものです。

委員会では、

- ・今回の措置を受ける対象者数と措置内容の周知方法についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第95号議案	基本構想の変更について	原案可決
--------	-------------	------

第95号議案「基本構想の変更について」は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響等を総合的に勘案し、長崎市第四次総合計画の終期を令和2年度から令和3年度に1年間延長するため、基本構想を変更するものです。

委員会では、

- ・市政運営上の最上位計画である総合計画を1年間延長することに伴う市の事業への影響などについて検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第98号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	原案可決
--------	---------------------	------

第98号議案「財産の取得について」は、消防団に配置している消防ポンプ自動車の老朽化等に伴い、これらの車両を代替更新し消防力の維持を図るものです。

委員会では、

- ・消防団が所有する消防ポンプ自動車の更新時期の目安と今後の更新計画、
- ・更新により廃車予定の車両を、他の分野で利活用する考えなどについて検討の結果、異議なく原案を可決しました。

第 79 号 議 案	令和 2 年度長崎市一般会計補正予算（第 7 号） 第 1 条 第 1 項 歳入歳出予算の総額 第 2 項 中 歳入 全部 歳出 第 2 款 総務費 第 1 項 中 第 1 目 ~ 第 2 目 第 6 目 第 8 目 第 16 目 第 3 款 民生費 第 1 項 中 第 1 目 第 9 款 消防費 第 3 条 地方債の補正	原 案 可 決
------------	---	---------

第 79 号議案「令和 2 年度長崎市一般会計補正予算第 7 号」については、まず歳出では、総務費で公共交通機関の車両広告や屋外広告等を活用し、「新しい生活様式」の定着及び市内における消費活動を促すための啓発を行うための広報広聴推進費が計上されました。

委員会では、

- ・公共交通機関の車両の外側に掲載する広告について、内容を的確に伝えるために、掲載情報を厳選し印象づける工夫を行う考え、
- ・市の公用車を広報媒体として活用する考え、
- ・街頭の大型ビジョンへの広告の掲載について、茂里町交差点の大型ビジョンのみとした理由、
- ・テイクアウトの推進について、利益が一部の事業者にかたよることなく、本当に支援が必要な事業者の売上につながるような広報を行う考えについて内容を検討しました。

同じく総務費で、新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動が自粛される中、芸術文化の灯を絶やさないため、「三密」対策を施した上で屋外コンサートや演劇公演等を開催し、市民文化団体や市民演奏家等が出演する機会を設けることで、活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会をつくるための長崎文化時間の創出事業費が計上されました。

委員会では、

- 本事業の財源が全て一般財源であることから、今後、新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業として国の助成対象となる見込み、
- 本事業について、長崎市が主催する理由と出演団体の選出方法について内容を検討しました。

次に、消防費で新型コロナウイルス感染症等の患者搬送に万全を期すため、高規格救急自動車1台及び感染対策用資機材等を購入するための消防車両等整備事業費が計上されました。

委員会では、

- いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中で、感染症患者搬送用資機材の購入を1台のみとするものの妥当性、
- 感染疑いがある患者の搬送体制及びこれまでの実績などについて内容を検討しました。

次に、歳入については種々内容を検討しました。

その結果、一部委員から、

- 建設水道委員会で審査された二輪車等駐車場の指定管理者の指定にかかる歳入部分は認められないとする反対意見が出されました。

一方、

- 新しい生活様式の定着については、啓発の目的が達成できるよう広告の掲載場所など、工夫・検討しながら取り組んでほしい、
- 今後懸念される熱中症への対策を十分考慮し、ケースに応じたマスクの脱着などを含めた新たな生活様式の啓発を推進してほしい、
- 長崎文化時間の創出事業費については、長年長崎市の文化を下支えしてきた団体や事業者を支援するためにも国の財源も活用し、県の事業とも連携をとりながら事業を推進してほしい、
- みんなの元気応援事業については、長崎市がリーダーシップをとって地域の要

望に沿いながら取り組んでほしい、

・今回の新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算については、国の第2次補正予算議決後に、長崎市が十分な財政支援を受けられるよう国へ要望するなど、庁内一丸となって取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

第104号議案	令和2年度長崎市一般会計補正予算（第8号）第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部	原案可決
---------	--	------

第104号議案「令和2年度長崎市一般会計補正予算第8号」については、歳入部分について委員会で内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。